

第1章 総 則

第1節 目的等

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項の規定に基づき、_____全体（以下「防火対象物全体」という。）の防火管理についての必要事項を定め、火災の予防及び火災、地震、その他災害（以下「火災等」という。）による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画に定めた事項については、_____に勤務し、出入りする全ての者に適用する。

(管理権原の及ぶ範囲)

第3条 各事業所の管理権原の及ぶ範囲は、別表1「管理権原の範囲一覧」のとおりとする。

★第2節 防火管理業務の一部委託

(防火管理業務の委託)

第4条 防火対象物全体の防火管理業務の一部の委託を受けて行う者（以下「受託者」という。）は、この計画に定めるところにより、管理権原者、統括防火管理者等の指示、命令を受けて、適正に業務を実施する。

2 受託者の防火対象物全体の防火管理業務の実施範囲及び方法は、別表2「防火管理業務委託状況表」のとおりとする。

第3節 管理権原者の責務等

(各管理権原者の責務)

第5条 各管理権原者は、この計画を遵守し、防火対象物全体についての安全性を高めるように努め、次の事項について責務を有する。

- (1) 管理権原者間の協議により、防火対象物全体の防火管理業務を適正に遂行できる権限と知識を有する者を統括防火管理者に選任すること。
- (2) 統括防火管理者に、防火対象物全体についての消防計画の作成その他防火対象物全体の防火管理業務を行わせること。
- (3) 統括防火管理者を選任（解任）した場合、横須賀市_____消防署へ届け出ること。
- (4) 統括防火管理者が防火対象物等全体についての防火管理上必要な業務を遂行できる

よう相互に連携・協力すること。

(5) 火災が発生した場合、自衛消防活動の全般についての責任を共同で負うこと。

(6) 火災等発生の情報を受けた場合、自衛消防本部の設置を自衛消防隊長に指示すること。

★(7) 一部委託した防火管理業務が確実に遵守されるよう相互に協力すること。

第4節 統括防火管理者と防火管理者等の責務等

(統括防火管理者の責務)

第6条 統括防火管理者は、次の権限と責務を有し、防火対象物全体についての防火管理業務を遂行する。

(1) 防火対象物全体の消防計画の作成(変更)及び届出に関すること。

(2) 防火対象物全体の消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の定期的な実施に関すること。

(3) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理に関すること。

(4) 火災等が発生した場合における自衛消防活動体制に関すること。

(5) 火災等の発生時の消防隊に対する必要な情報提供等に関すること。

(6) 防火対象物全体の消防計画の管理権原者への周知に関すること。

(7) その他防火管理上必要と認める事項に関すること。

2 統括防火管理者は、防火対象物全体の防火管理上必要な業務を行う場合、各事業所の防火管理者に対して必要な事項を指示することができる。

3 統括防火管理者は、消防機関等に対する全体の消防計画の届出、報告及び防火管理業務に関する記録等を編纂し、保管しなければならない。

(各防火管理者の責務)

第7条 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指示、命令を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告する。

(1) 防火管理者を選任(解任)したとき

(2) 消防計画を作成又は変更するとき

(3) 各種法定点検、定期点検の実施及び結果

(4) 火気使用設備器具又は電気設備の新設、移設、改修を行うとき

(5) 消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき又は改修するとき

(6) 臨時に火気を使用するとき

(7) 消防計画に定めた訓練を実施するとき

(8) 防火管理業務を委託するとき

(9) 統括防火管理者から指示命令された事項の結果

(10) その他防火管理業務上必要な事項

- 2 各事業所の防火管理者は、この計画と整合を図り、事業所ごとに消防計画を作成し、防火管理業務を行う。
- 3 各事業所の防火管理者は、他の防火管理者と相互に連絡を保ち、協力して防火管理業務を遂行する。

★ 第5節 防火管理委員会の設置

(防火管理委員会の設置等)

第8条 統括防火管理者は、防火対象物全体の防火管理業務の効果的な推進を図るため、防火管理委員会を設ける。

- 2 防火管理委員会の構成は、別表3「防火管理委員会構成表」のとおりとする。
- 3 防火管理委員会委員長は、会議を___月と___月に行い、次の場合は、臨時に開催するものとする。
 - (1) 社会的反響の大きな火災、地震などによる被害が発生したとき
 - (2) 防火管理者などからの報告、提案により必要と認めたとき
- 4 防火管理委員会は、防火管理業務の効果的な推進を図り、訓練の結果等を踏まえた本計画の改善、見直しを行うため、次の事項について審議する。
 - (1) 防火対象物全体の消防計画の変更に関すること。
 - (2) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。
 - (3) 自衛消防訓練に関すること。
 - (4) その他火災予防上必要なこと。
- 5 統括防火管理者は、防火管理委員会の審議結果を各管理権原者に報告するとともに、必要に応じて本計画を見直すものとする。

第2章 火災予防事項

第1節 予防管理

(防火管理状況の把握)

第9条 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者等と連携を図り、防火対象物全体を把握するものとする。

(点検・検査)

第10条 防火対象物及び消防用設備等の法定点検は、次によるものとする。

★(1) 防火対象物の法定点検

- ア 防火対象物の法定点検は、共用部は_____の責任により行い、各事業所の占有部分は各事業所の管理権原者の責任により行う。
- イ 統括防火管理者及び当該事業所の防火管理者は、法定点検に立ち会う。

(2) 消防用設備等の法定点検

ア 消防用設備等の法定点検は_____の責任により行う。

イ 統括防火管理者及び当該事業所の防火管理者は、法定点検に立ち会う。

- 2 建物等の自主検査及び消防用設備等の自主点検は、別表4「防火対象物の自主検査表」及び別表5「消防用設備等自主点検表」に基づき、定期的に行うものとする。

(不備欠陥箇所の改修)

第11条 防火対象物、消防用設備等、建物等の法定点検及び自主検査・点検を実施した結果、不備欠陥又は改修する事項がある場合、各管理権原者の責任の範囲により、統括防火管理者又は防火管理者が改修計画を策定する。

- 2 防火対象物、消防用設備等、建物等の法定点検及び自主検査・点検で発見された不備欠陥箇所の改修等は、改修計画に基づき各管理権原者の責任の範囲により行う。

(工事中の安全対策)

第12条 建物内の消防用設備等の改修工事、用途変更等、不定期に行われる工事において、関係法令の適合の確認や工事中の火気管理等の確認など防火上の安全対策に関する事項は、防火対象物全体の消防計画に定める事項を遵守するとともに、共用部分については統括防火管理者、事業所の占有部分については各事業所の防火管理者が工事中の安全対策を樹立する。

- 2 統括防火管理者は、改装等の工事で消防用設備等及び避難施設の機能に影響を及ぼす工事、火気の使用を伴う工事を行う際は、当該工事を行う各事業所の防火管理者と協議し、「工事中の消防計画」を消防機関に届け出るものとする。
- 3 統括防火管理者及び各防火管理者は、前2項の工事中の安全対策、「工事中の消防計画」等の実施状況について、必要に応じ現場確認を行い、法令適合や火気管理等、防火上の安全を確認するものとする。

(収容人員の管理)

第13条 統括防火管理者及び各防火管理者は、防火対象物内の混雑が予想される場合、あらかじめ入場制限等の措置を講じるとともに避難経路の確保や避難誘導員の配置等必要な措置を行うものとする。

(防火管理維持台帳への記録)

第14条 管理権原者及び統括防火管理者は、防火対象物全体(各事業所の占有部分を除く。)の防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて防火管理維持台帳を作成し、整備、保管しておくものとする。

第2節 出火防止の管理

(出火防止対策)

第15条 防火対象物全体の火気使用設備器具等、喫煙管理及び放火防止対策など出火防止業務に関する事項は、この計画に定める対策を遵守するとともに、共用部分については統括防火管理者、事業所の占有部分については各事業所の防火管理者が責任を持って行うものとし、各事業所の消防計画に定めるものとする。

(放火防止対策)

第16条 放火防止対策について、各事業所の消防計画に定めるほか、統括防火管理者は、次の対策を推進する。

- (1) 死角となりやすい通路、階段室、洗面所等に可燃物を置かない。
- (2) 物置、ごみ集積所等の施錠管理を徹底する。
- (3) 挙動不審者の監視を行う。
- (4) 監視カメラ等による死角の解消及び不定期巡回による監視を行う。
- (5) その他必要な事項

第3節 避難施設等の管理

(避難施設等に対する管理及び遵守事項)

第17条 統括防火管理者は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他の避難施設
 - ア 避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。
 - イ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
 - ウ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持管理すること。
- (2) 火災が発生したとき延焼を防止し、又は有効な活動を確保するための防火設備
 - ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を保持し、閉鎖の障害となるくさびや物品を置かないこと。
 - イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。
- 2 各事業所の廊下、階段、避難口、避難通路の確保など、避難上必要な施設等の維持管理に関する事項は、各事業所の消防計画に定めるものとする。
- 3 各事業所の防火管理者は、避難施設、防火設備の役割を従業員等に十分認識させるとともに、定期的に点検、検査を実施し、施設、設備の機能確保に努めるものとする。

第3章 災害活動事項

第1節 自衛消防隊の編成と任務

(自衛消防隊の編成等)

第18条 火災等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、次により自衛消防隊を編成するものとする。

(1) 本部隊

本部隊は、指揮、通報連絡、初期消火、避難誘導、安全防護、応急救護の各班を設け、それに必要な人員は各事業所が分担する。

(2) 地区隊

地区隊は、各事業所単位としてそれぞれ通報連絡、初期消火、避難誘導、応急救護の各担当を設け、その編成及び任務は各事業所の消防計画に定める。

2 自衛消防隊長は、_____とし、地区隊長は、各事業所の管理権原者が定める。

3 本部隊の組織は、別表6「自衛消防隊の編成と任務(本部隊)」のとおりとする。

(自衛消防隊の活動範囲)

第19条 自衛消防隊の活動範囲は、防火対象物全体とする。

2 隣接する防火対象物からの火災で延焼阻止活動が必要な場合又は応援要請があった場合には、自衛消防隊長の判断に基づき活動しなければならない。

(火災発生時の自衛消防隊の活動)

第20条 火災発生時の自衛消防隊の活動は、次によるものとする。

(1) 本部隊と地区隊とは、相互に連絡、協力して火災に対処する。

(2) 本部隊の活動は、防火対象物内全ての地区の火災等に対処するものとし、地区隊の各隊員と協力して、災害活動にあたる。

(3) 地区隊の活動は、火災等の災害が発生した地区の地区隊が中心となり、当該地区隊長の指揮のもとに自衛消防活動を行うものとする。

(4) 火災等の発生した地区以外の地区隊は、自衛消防隊長の命令による活動を行う。

(5) 消防隊が到着したときは、自衛消防隊長又は地区隊長が火災の延焼状況及び逃げ遅れの有無その他必要な情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

(夜間、休日における自衛消防活動)

第21条 夜間、休日等に災害が発生した場合は、在館中の事業所の従業員が協力して自衛消防活動を行うものとする。

第4章 震災対策

第1節 震災予防措置

(震災予防措置)

第22条 統括防火管理者は、防火対象物全体における震災に備えての予防措置として、事業所間の連携等必要な措置を講ずる。

- 2 各事業所の防火管理者等は、地震による被害を未然に防止するために必要な措置について、各事業所の消防計画に定めるものとする。

第2節 地震時の活動

(震災時の報告等)

第23条 各事業所の防火管理者は、被害の状況及び火気使用設備器具等の点検結果を統括防火管理者に報告するものとする。

- 2 地震発生後、統括防火管理者は、全体の被害状況を把握し、自衛消防隊へ被害に対する応急措置を行わせる等必要な指示をするものとする。

(地震時の活動)

第24条 震災時の消火活動等は、地区隊がそれぞれの地区を受け持ち、本部隊は被害の最も大きな場所を最優先に活動するほか、次により活動を行う。

(1) 情報収集

ア 本部隊の通報連絡班は、周辺の被災状況を把握し、その情報を地区隊に連絡するとともに、その対応措置を講ずる。

イ 地区隊の通報連絡担当は、それぞれの地区の被災状況を本部隊に報告するものとする。

(2) 避難誘導活動

ア 本部隊の避難誘導班は、一時避難場所に誘導された避難者を地区隊の避難誘導担当と協力し、避難場所に誘導するものとする。

イ 地区隊の避難誘導担当は、それぞれの地区の従業員等を一時避難場所に誘導し、その人員を把握し、本部隊の避難誘導班に報告するものとする。

(3) 救出・救護活動

応急救護班(担当)は、倒壊建物等の下敷きとなった者の救出・救護活動にあたるものとする。

★第3節 南海トラフ地震に対する対策

(南海トラフ地震に対する対策)

第25条 南海トラフ地震に係る地震防災対策推進に関する特別措置法の規定に基づき、南海トラフ地震が発生した場合の地震防災対策は、別に定める_____

南海トラフ地震防災規程によるものとする。

第5章 教育訓練

第1節 教育

(各管理権原者の取組み)

第26条 各管理権原者は、事業所の防火管理者及び従業員等に対する防火教育について計画的に実施し、防火意識と行動力の向上を図るものとする。

(防火管理者の教育)

第27条 統括防火管理者及び各事業所の防火管理者は、各種講習会や研究会に参加し防火管理に関する知識・技術の向上を図るものとする。

★2 各事業所の防火管理者は、防火管理再講習を期限内に受講しなければならない。

(従業員等の教育)

第28条 各事業所の従業員等に対する防火に関する教育は、各事業所の消防計画に定める。

第2節 訓練の実施

(訓練)

第29条 統括防火管理者は、所定の行動ができるよう、次により訓練を定期的を実施するものとする。

(1) 総合訓練

(2) 部分訓練

ア 通報訓練

イ 消火訓練

ウ 避難訓練

(3) その他の訓練

ア 建物平面図、設備図等を活用し、災害を想定した図上訓練

イ 消防用設備等取扱訓練

2 訓練の実施時期は次表のとおりとする。

訓練の種別	実施時期	備考
総合訓練	月、 月	・通報、消火、避難の訓練の要素を取り入れた総合訓練を実施する。 ・地震を想定した訓練も合わせて実施する。
部分訓練等	月、 月	必要に応じ実施する。

3 訓練参加者は、各事業所の全ての従業員等とする。

4 統括防火管理者は、必要に応じて、各事業所の防火管理者に対し、当該訓練への参加を指示することができる。

(訓練時の安全対策)

第30条 統括防火管理者は、訓練時における訓練参加者の事故防止等を図るため、訓練実施前、訓練実施中、訓練実施後の安全管理を実施するものとする。

(消防機関への通報)

第31条 統括防火管理者は、第29条に掲げる自衛消防訓練を実施しようとするときは、「消防訓練通報書」により、事前に消防機関へ通報すること。

また、訓練を実施した結果を「消防訓練記録書」により記録すること。

雑 則

(経費の分担)

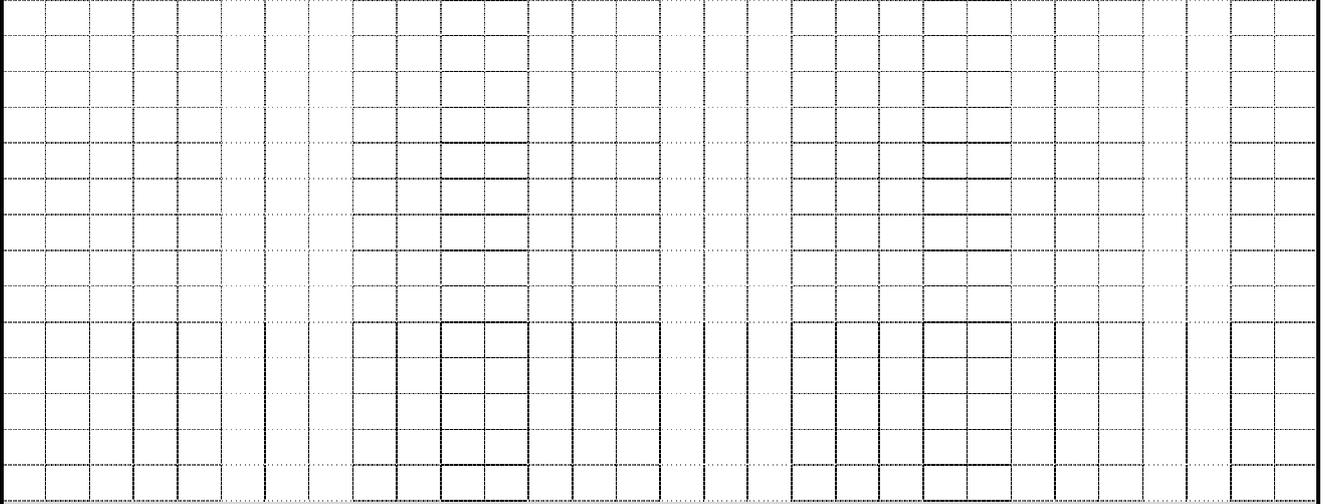
第32条 本計画に基づき、経費を必要とする事業を行うときは、その都度協議し、経費の分担を決定するものとする。

附 則

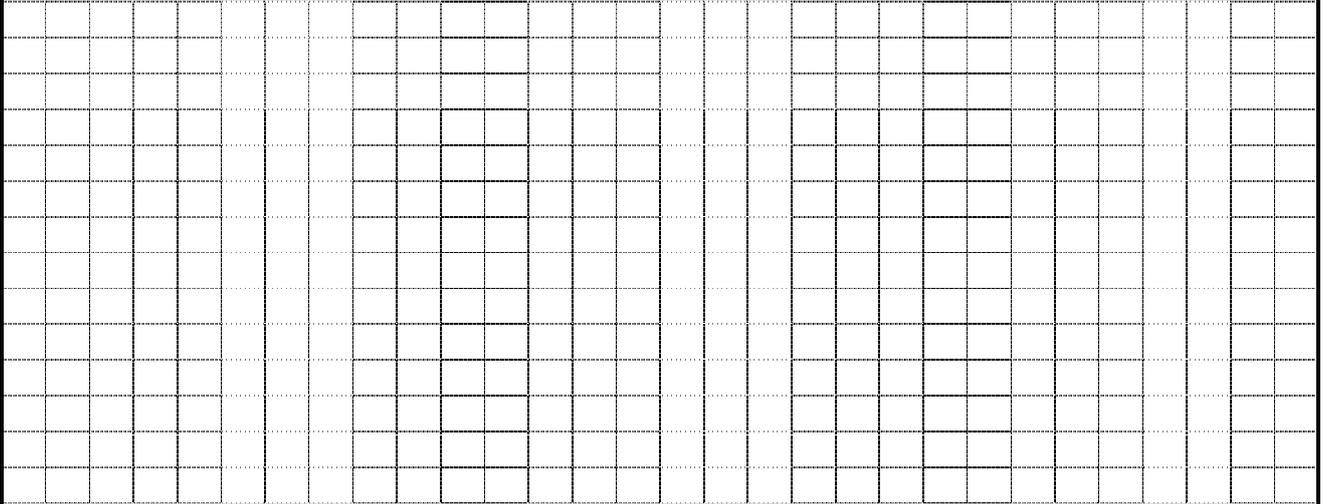
この計画は、 年 月 日から施行する。

(★は該当する場合に記載)

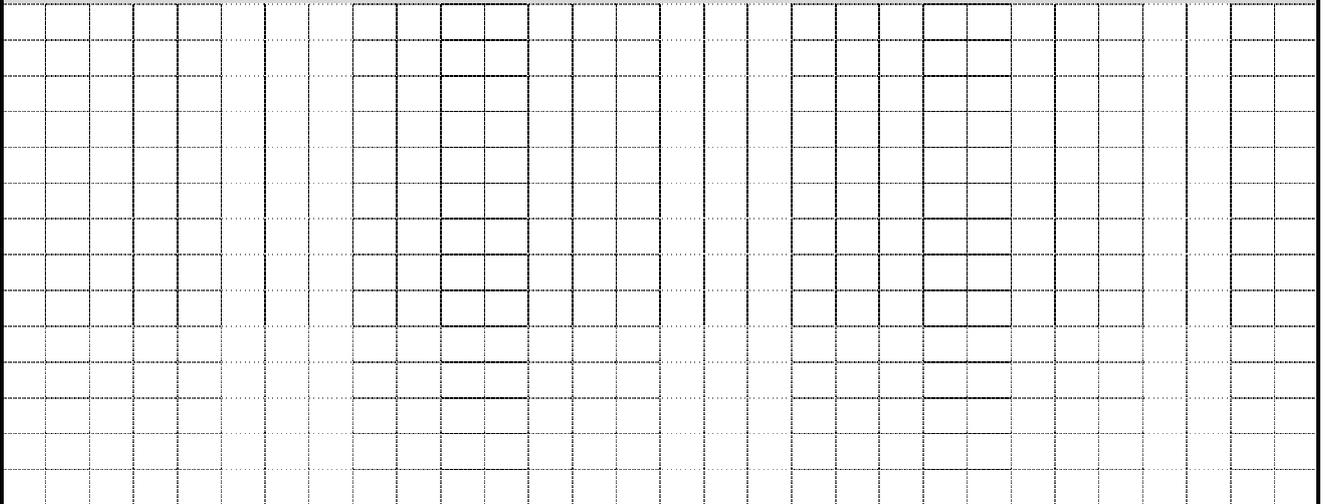
平面图（ 階部分）



平面图（ 階部分）



平面图（ 階部分）



防火管理業務委託状況表

受託者情報	受託者氏名	(法人の場合は、名称及び代表者氏名)		再委託の有無	
	住所・電話番号	(法人の場合は所在地)		<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部) (※) <input type="checkbox"/> 無	
受託者に委託する防火管理業務の範囲及び方法	常駐方式	範囲	<input type="checkbox"/> 出火防止業務 (火気使用箇所の点検等)		
			<input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な設備等の維持管理		
			<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 ()		
			<input type="checkbox"/> 消防計画に基づく消防訓練の実施及び指導 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	方法	常駐場所			
		常駐人員	営業時間内 名	営業時間外 名	
		委託する時間帯	<input type="checkbox"/> 時 分～ 時 分・ <input type="checkbox"/> 24 時間		
	巡回方式	範囲	<input type="checkbox"/> 出火防止業務 (火気使用箇所の点検等)		
			<input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な設備等の維持管理		
			<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 ()		
			<input type="checkbox"/> 消防計画に基づく消防訓練実施及び指導 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	方法	巡回回数	回		
巡回人員		営業時間内 名	営業時間外 名		
委託する防火対象物の区域		<input type="checkbox"/> 全て <input type="checkbox"/> 一部 ()			
委託する時間帯		<input type="checkbox"/> 時 分～ 時 分・ <input type="checkbox"/> 24 時間			
遠隔移報方式	登録年月日・登録承認番号		年 月 日 第 号		
	範囲	<input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の遠隔監視・操作作業			
		<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 ()			
		<input type="checkbox"/> その他 ()			
方法	現場確認要員の待機場所				
	到着所要時間				
	委託する防火対象物の区域	<input type="checkbox"/> 全て <input type="checkbox"/> 一部 ()			
	委託する時間帯	<input type="checkbox"/> 時 分～ 時 分・ <input type="checkbox"/> 24 時間			

「受託者に委託する防火管理業務の範囲及び方法」については、該当する項目の□にチェックを記入

(※) 受託者が、受託した業務の全部又は一部を再委託する場合には、再委託した法人情報等 (受託者情報)、再委託する業務の内容を明らかにするため、再委託者用の業務委託状況表を作成し、添付してください。

防火管理委員会構成表

/	事業所（テナント）名 役職・氏名	備考
委員長		
副委員長		
委員		

防火対象物の自主検査表

実施項目及び確認箇所		検査結果
建 物 構 造	(1) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	(2) 天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	(3) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食・ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	(4) 外壁・ひさし 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。	
避 難 施 設	(1) 避難通路	
	ア 避難通路の幅員が確保されているか。	
	イ 避難上支障となる物品等を置いていないか。	
	(2) 階段 階段室に物品を置いていないか。	
	(3) 避難口	
	ア 扉の開閉方向は避難上支障ないか。 イ 避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。	
火 気 使 用 設 備 器 具	(1) 厨房設備	
	ア 可燃物品からの保有距離は適正か。	
	イ 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。	
	ウ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
	(2) ガスストーブ、石油ストーブ	
	ア 自動消火装置は、適正に機能するか。 イ 火気周囲は、整理整頓されているか。	
電 気 設 備	電気器具	
	ア コードの亀裂、老化、損傷はないか。	
	イ たこ足の接続を行っていないか。	
	ウ 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
そ の 他	危険物	
	ア 容器の転倒、落下防止措置はあるか。	
	イ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。	
	ウ 整理清掃状況は適正か。	
検査実施者氏名	検査実施日	統括防火管理者確認

(備考) 検査を実施し、良の場合は○を、不備のある場合は×を、即時改修した場合は△を付する。
なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火管理者に報告するものとする。

消防用設備等自主点検表

消防用設備等	確認箇所	点検結果
消火器 (年 月 日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。	
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	(4) ホースに変形、損傷、老化がなく、内部に詰まりがないか。	
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備 (移動) 粉末消火設備 (移動) (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 扉は確実に開閉できるか。	
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	
	(4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 送水口の変形及び操作障害はないか。	
	(4) スプリンクラーヘッドに漏れ、変形はないか。	
	(5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備 (固定) (年 月 日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 泡のヘッドの詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (固定) (年 月 日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動起動装置)	
	(2) 手動起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。	
	(3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷などはないか。	
	(4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。	
	(3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	

動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。	
	(3) 管そう、ノズルに変形、損傷はないか。	
自動火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、適正な位置にあるか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、適正な位置にあるか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所変更による未警戒部分がないか。	
	(4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。	
漏電火災警報器 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
消防機関へ通報する火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 操作上の障害となる物品はないか。	
	(2) 本体及び遠隔起動装置に変形、損傷がないか。	
非常ベル (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 操作上の障害となる物品はないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 (年 月 日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	
	(2) 放送設備により、放送ができるか。	
避難器具 (年 月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。	
	(2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっていないか。	
	(3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部を塞いでいないか。	
	(4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。	
	(5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 (年 月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。	
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。	
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	

消防用水 (年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物品がないか。	
	(2) 道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。	
	(3) 地下式の防火水槽、池等は水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となる物品がないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。	
	(4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物品がないか。	
	(4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。	
	(5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 (年 月 日実施)	(1) 周囲に使用上の障害となる物品がないか。	
	(2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。	
	(3) 表示灯は点灯しているか。	
備 考		
点 検 実 施 者 氏 名		統括防火管理者確認

(備考) 点検を実施し、良の場合は○を、不備のある場合は×を、即時改修した場合は△を付する。
 なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火管理者に報告するものとする。

自衛消防隊の編成と任務（本部隊）

自衛消防隊長 _____ (自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。)					
隊長の代行者兼副隊長 _____ (隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。)					
本部隊の編成（平常時）		平常時の任務		警戒宣言が発せられた場合の組織編成と任務	
				組織編成	任 務
指揮班	_____	1 隊長、副隊長の補佐 2 自衛消防本部の設置 3 地区隊への命令の伝達並びに情報の収集 4 消防隊への情報の提供並びに災害現場への誘導 5 その他指揮統制上必要な事項		指揮班は、情報収集班として編成する。	1 報道機関等により判定会招集情報及び警戒宣言発令に関する情報を収集し、各階に連絡する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備、提示板、携帯拡声器等により在館者に対する周知を図る。 4 食料品、飲料水、医療品等及び防災資機材の確認をする。 5 在館者の調査
通報連絡班	_____	1 消防機関への通報並びに通報の確認 2 館内への非常通報並びに指示命令の伝達 3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。）		通報連絡班は、情報収集班として編成する。	
初期消火班	_____	1 出火階に直行し、消火器、屋内消火栓等による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐		初期消火班は、点検措置班として編成する。	建物構造、防火設備、避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物施設などの点検及び保安の措置を講ずる。
避難誘導班	_____	1 出火階並びに上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放並びに開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定		避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。
安全防護班	_____	1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置		安全防護班は、点検措置班として編成する。	上記の初期消火班の任務に同じ。
応急救護班	_____	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供		応急救護班は、情報収集班として編成する。	上記の指揮班と通報連絡班の任務に同じ。

※ 地区隊の編成は、各事業所の消防計画による。

消防訓練通報書

年 月 日		
横須賀市 消防署長		
防火（防災）管理者 氏名 _____		
防火対象物名称 (テナント名称)		
防火対象物所在地		
実施日時	年 月 日	時 分から 時 分まで
参加予定人員	名	連絡先
訓練種別	<input type="checkbox"/> 総合訓練 <input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 通報訓練 <input type="checkbox"/> 避難訓練	
消防職員派遣	希望する ・ 希望しない	
119番通報	する（ <input type="checkbox"/> 火災通報装置 <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯）・しない 通報時間： 時 分頃 <u>※5分前に指令課（046-822-0119）に確認の連絡をしてください</u>	
借用資機材	<input type="checkbox"/> 水消火器（ 本・ <input type="checkbox"/> 標的） <input type="checkbox"/> DVD	
	借用日： 年 月 日	返却日： 年 月 日
訓練の概要		

※職員派遣については、ご希望に添えない場合があります。

※通報訓練は、災害発生等により中止又は延期していただく場合があります。

※AEDの貸出しは、応急手当普及員、応急手当指導員の資格取得者等に限りません。

※借用資機材の破損については、借用者側による原状復帰となります。

第3号様式（第7条関係）

消防訓練記録書

実施日時	年 月 日	時 分から 時 分まで
参加人員	名	
訓練種別	<input type="checkbox"/> 総合訓練 <input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 通報訓練 <input type="checkbox"/> 避難訓練	
使用資機材	<input type="checkbox"/> 水消火器 <input type="checkbox"/> DVD <input type="checkbox"/> その他（ ）	
訓練想定	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他の災害（ ） 具体的な内容：	
所感 (全体評価・反省 点等)		
記録作成者		

※消防計画に基づく訓練実施後に記入し、保管してください。